

中央環境審議会 土壤農薬部会農薬小委員会(第34回)  
議事要旨

1. 日 時 平成25年5月29日(水) 13:30~16:45  
2. 場 所 中央合同庁舎5号館 環境省第1会議室  
3. 出席委員 委員 中杉 修身  
臨時委員 浅見 真理 上路 雅子  
五箇 公一 白石 寛明(委員長)  
染 英昭 田村 洋子  
根岸 寛光 山本 廣基  
吉田 緑  
専門委員 浅野 哲 稲生 圭哉  
内田 又左衛門

4. 議 題

- (1) 水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について  
(2) 水質汚濁に係る農薬登録保留基準として環境大臣の定める基準の設定について  
(3) その他

5. 議 事

- 審議については、中央審議会土壤農薬部会の運営方針に基づき、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合に該当しないことから、公開で行われた。
- 諮問事項「農薬取締法第3条第2項の規定に基づき環境大臣が定める基準の設定について」に関して審議が行われた。

水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準の設定については、10農薬(アセフェート、イソウロン、オキサジアゾン、カスガマイシンー塩酸塩(カスガマイシン)、シアゾファミド、ジウロン(DCMU)、シメコナゾール、タウフルバリネート(フルバリネート)、テブコナゾール、プロヒドロジャスモン)について審議が行われた。当該10農薬について、審議の結果、配付資料を一部修正の上、事務局(案)を了承することとされた。

水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定については、10農薬(エチクロゼート、クレソキシムメチル、ジメタメトリン、スピロジクロフェン、トリフルラリン、ピリダベン、フェントエート(PAP)、フェンヘキサミド、フラメトピル、ボスカリド)について審議が行われた。このうちエチクロゼート他8農薬について、審議の結果、配付資料を一部修正の上、事務局(案)を了承することとされた。トリフルラリンについては継続審議とされた。

- ビール酵母抽出グルカンについて(水産動植物への毒性が極めて弱いと認められる農薬)(案)について、審議が行われた。審議の結果、申請のあった製造方法によるビール酵母抽出グルカンについて水産動植物への毒性が極めて弱く、当該基準値の設定を行う必要がない農薬として了承された。
- 水産動植物の被害防止及び水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定に係る微生物農薬の当面の取扱いについて(案)、事務局より説明され、事務局(案)の対処方針が了承された。

以上